

使用許諾契約書

本ソフトウェア製品（以下『本許諾プログラム』という）は、本使用許諾契約書（以下、『本契約書』という）の各条項に基づき、株式会社グラディエ（以下、弊社）がおお客様に対し、使用する権利を許諾するものです。本許諾プログラムをインストールした時点で、本契約書に同意したものとみなします。

1.使用許諾

本許諾プログラムは以下の各項に従って使用できるものとします。

- (1) おお客様は、本許諾プログラムをコンピュータにインストールして使用することができます。
- (2) おお客様は、本許諾プログラムを文書作成、印刷物制作、WEB制作等制作物の一部の文字表現として使用できます。

2.禁止事項

- (1) おお客様は、本許諾プログラムを再使用許諾、頒布、譲渡、リース、貸与等により第三者に使用させることはできません。
- (2) おお客様は、本許諾プログラムを修正、改変、変換等することはできません。また第三者にこのような行為をさせることはできません。
- (3) おお客様は、本許諾プログラムをサーバー等にインストールしたり、インストールしたコンピュータ以外のコンピュータやデバイス等に利用させることはできません。
- (4) おお客様は、本許諾プログラムを元に新たなプログラムを作成および頒布することはできません。
- (5) おお客様は、本許諾プログラムを利用して制作したロゴ、商標、商号その他商品表示名等を登記、登録することはできません。
- (6) 上記の各禁止事項について、別途契約を結ぶことでご利用いただける場合があります。判断がつかない場合は、弊社までお問い合わせください。

3.契約期間

本契約は、おお客様が本許諾プログラムをインストールした時点で本契約書に同意したものとみなし発効するものとします。

4.契約解除

お客様は本契約で定める禁止事項を行った場合、何ら催告および通知することなく、その時点で契約解除されるものとします。

5.損害賠償

(1) お客様が本契約に違反する行為もしくは不正または違法な行為を行ったことにより弊社に損害を与えたときは、弊社は、お客様に対して損害賠償を請求することができるものとします。

(2) 弊社は、前項の請求のほか、刑事告訴、告発を行うことができるものとします。

6.免責その他

(1) 弊社は、お客様が本許諾プログラムの利用に際して発生した損害、使用不能から生じた損害、その他損害（逸失利益、事業の中断、付随的・間接的損害、第三者からの請求、その他金銭的損害等）について、一切の責任を負わないものとします。

(2) 本契約の内容は、予告無く変更する場合があります。変更する場合は、WEBサイト (<http://www.shibuyafont.jp>) に掲載いたします。掲載された時点で掲載された内容が本許諾プログラムに対し適用されます。

(3) 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国法に従って解釈されるものとします。

(4) 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

平成29年4月

渋谷みやげ開発プロジェクト事務局

株式会社グラディエ

*本プロジェクトは、渋谷区役所より株式会社グラディエが業務委託を受けて運営しています。